

垂水市社会福祉法人指導監査会議設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法人の指導監査の円滑な推進を図るため、垂水市社会福祉法人指導監査会議（以下「指導監査会議」という。）を設置する。

(掌理事務)

第2条 指導監査会議は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 指導監査の実施計画に関すること。
- (2) 指導監査結果に関すること。
- (3) その他指導監査の実施に関すること。

(組織)

第3条 指導監査会議は、福祉事務所長、地域福祉係長、児童障害者係長及び介護保険係長をもって組織する。

2 指導監査会議に会長を置く。

3 会長は、保健福祉課長をもって充てる。

4 会長は、指導監査会議の事務を総括し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、地域福祉係長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 指導監査会議は、会長が必要があると認めたときに開催する。

(庶務)

第5条 指導監査会議の庶務は、保健福祉課地域福祉係で処理する。

(委任)

第6条 指導監査の実施に当たっては、別に会長が定める要領により行うものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。